

那覇地方裁判所委員会（第8回）議事概要

- 1 日時 平成19年5月15日（火）午後1時30分から午後4時30分まで
- 2 場所 那覇地方裁判所大会議室，201号法廷
- 3 出席者（50音順）

（委員）

赤嶺真也，打越康雄（委員長），金城初美，金城仁，染矢弘芳，平良武，吉井
広幸

（オブザーバー）

稲福政賢（那覇市役所），金武正八郎（沖縄県教育庁），渡口鶴（検察官）

（説明者）

福島直之（裁判官）

（庶務）

河相秀達（総務課長），仲村俊一（総務課長補佐）

- 4 意見交換結果要旨（：委員長：委員：説明者オブザーバー）

テーマ【裁判員制度】

今回実施の模擬裁判の事件概要，2日間の公判廷での審理内容及び評議の内容につき簡単に説明をした。

裁判官の説明した模擬裁判の概要及び今ご覧になった模擬裁判・評議について意見や感想等があれば，率直に述べていただきたい。

2日間とも傍聴をした。裁判員役が一般からの公募ということだが，積極的に裁判に関わっているという印象を受けた。裁判員各自が評議でも意見を述べており，全体としてはよい印象を持ったが，実際の裁判員に対しその意識を高める作業は裁判官として大変だろうと思った。

今回の模擬裁判の審理は，自白事件で情状酌量が認められるかというものであ

り、内容的にも分かりやすいものであった。

評議の最後に量刑として裁判員が懲役15年から30年の幅でそれぞれの意見を述べており、専門家である裁判官の意見もおおよそそのラインであったと思うが、判断基準のようなものをあらかじめ渡しているのでしょうか。

評議を始める前に裁判員に求刑や最終弁論がなされた直後の第一印象としてどのくらいの刑が相当かメモを作成してもらってから、同種事件の量刑資料を配って評議に入った。ただ、今回のような事案では配付した量刑資料では半分程度が無期懲役であったことから、裁判員の方々は、データにとらわれず議論を行ったものと思われる。

模擬裁判や本日配付の資料等を見る前までは、アメリカの陪審員制度等のニュースしか見ていなかったが、大変だという印象があり、日本でも大半の事件が3日以内で終わるのだろうかという疑問を持っていた。ただ、本日の評議を見た限りでは今回の模擬裁判の事例程度のものであれば一般の人でも十分裁判員として対応できるのではないかとの印象を持った。

今回の裁判員の方々は、公募ということもあり活発に意見を言っていたと思う。ただ、裁判用語が少なからず出てきており、通訳人として普通の人より法廷用語には慣れているつもりの方でも、もう少し一般的な言葉を使った方が裁判員には理解ができるのではないかと思った。

具体的に気づいた点がありますか。

論告とか弁論といった言葉の意味がよく分からなかった。

例えば、一般的な意味としては分かっていると思われる「有利に働く」といっ

たことがどういう使われ方をするのか、量刑の上で有利・不利に働くといった意味合い、関連性が評議の際に裁判員にうまく伝わっていないことからきょとんとしている人もいたように思う。

言葉の伝え方の問題は難しいとは思うが、法律用語だとどのような議論を行おうとしているのか認識しづらいのではないかと思った。

委員は2日とも傍聴しており、検察官の論告求刑と弁護人の最終弁論を双方とも聞いているが、何か感じたことがありますか。

検察官も弁護人もそれぞれパワーポイント等を駆使して説明を行っており、検察官の論告を聞くとなるほどと思い、弁護人の最終弁論を聞くとそのとおり納得できることもあったので、裁判員としての判断は大変難しいものであると思った。

これから、判決の言渡しがなされるので、法廷で傍聴してください。

本日は模擬裁判を傍聴していただいたので、意見交換は十分できませんでしたが、これをもって本日の地裁委員会を終了します。

5 次回予定

(1) 日時

平成19年10月22日(月)午後2時00分

(2) 議題

「裁判員制度」についての意見交換会